

公立丹南病院使用料および手数料徴収条例

〔平成12年1月28日〕
条例第2号

改正 平成13年3月 2日 条例第1号
平成13年8月29日 条例第2号
平成17年1月12日 条例第1号
平成19年3月 5日 条例第1号
平成20年3月 3日 条例第1号
平成22年2月17日 条例第1号
平成26年2月12日 条例第1号
平成30年3月27日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条および第227条の規定に基づく公立丹南病院における使用料または手数料（以下「使用料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の徴収)

第2条 公立丹南病院を使用する者（公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（平成11年公立丹南病院組合条例第3号）第12条に規定する利用料金に係る使用を除く。）は、この条例の定めるところにより、使用料等を納付しなければならない。

(行政財産の使用料)

第3条 法第238条の4第7項の規定により、許可を受けてする行政財産の使用料は、公立丹南病院組合同規約（平成11年福井県指令市第518号）第4条に規定する事務所が所在する市の例による。

(使用料等の納期限)

第4条 使用料等は、その都度納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料等を前納させ、後納させまたは分納させることができる。

(使用料等の減免)

第5条 管理者は、災害または公益上の理由により必要があると認めるときは、使用料等の一部または全部を免除することができる。

(権利の放棄)

第6条 管理者は、使用料等のうち履行期限を経過してもなおその全部または一部が履行されていないものがある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料等に係る債権を放棄することができる。

(1) 当該債権の消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の利益を放棄した場合を除く。）

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執をした場合の費用ならびに他に優先して弁済を受ける権利および公立丹南病院組合以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、公立丹南病院組合の勝訴の見込みがないものと決定したとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第2号）

この条例は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例および公立丹南病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成30年公立丹南病院組合条例第1号。（以下「改正条例」という。））第2条の規定による改正前の公立丹南病院使用料および手数料

徴収条例（以下「使用料条例」という。）の規定により算定された使用料等については、次項に規定するものを除き、なお従前の例による。

- 3 改正条例の施行の日前までに改正条例第2条の規定による改正前の使用料条例の規定に基づき発生している使用料等に係る債権（以下「旧債権」という。）のうち、同条の規定による改正後の使用料条例第6条に掲げる事由のいずれかに該当するものがある場合には、当該旧債権を同条に規定する債権とみなして、同条の規定を適用する。